

4. 画像診断管理加算3算定のための 精度管理の実際

市川新太郎 / 五島 聡 浜松医科大学放射線診断学講座

画像診断管理加算3 に関する施設基準

2022 (令和4) 年度の診療報酬改定において、画像診断管理加算3に関する施設基準に以下の条件 (画像人工知能安全精度管理) が追加された。

- ・関係学会の定める指針に基づいて、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理を行っていること。
- ・その際、画像診断を専ら担当する常勤の医師 (専ら画像診断を担当した経験を10年以上有するもの又は当該療養について関係学会から示されている2年以上の所定の研修 (専ら放射線診断に関するものとし、画像診断、Interventional Radiology (IVR) 及び核医学に関する事項を全て含むものであること) を修了し、その旨が登録されている医師に限る) が責任者として配置されていること。

ここで「関係学会の定める指針」とは、日本医学放射線学会の「人工知能技術を活用した放射線画像診断補助ソフトウェアの臨床使用に関する管理指針」¹⁾を指す。

すなわち、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアが導入されていない施設では、常勤画像診断医の人数や夜間・休日の読影体制、医療被ばく管理など、その他の要件を満たしていても画像診断管理加算3を算定できないことになった。そのような施設

が少なからずあると考えられたため、2022年3月31日時点で画像診断管理加算3を取得している施設については、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの導入および管理体制構築のための経過措置期間として、2023 (令和5) 年3月31日までの間はそのまま画像診断管理加算3が認められた。現在は経過措置期間が終了しているため、すべての施設基準を満たしている必要がある。ちなみに2023年4月現在、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアは、17種類が承認あるいは認証されている²⁾。

当院における認証申請

当院は2022年5月に画像診断管理加算3の認証申請を新規で行ったため、申請時にすべての施設基準を満たしている必要があった。幸い人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアはもともと導入されていたため、比較的スムーズに申請まで進むことができたように思う。申請は画像診断管理認証機構のWebサイト³⁾から行う。2022年度申請時のシステム画面で、画像人工知能安全精度管理に関する項目で入力が必要だったものと当院の回答を下記に示す。

- ・画像人工知能安全精度管理に関する項目の届出を行いますか? →はい
- ・画像人工知能安全精度管理責任者の氏名→市川新太郎
- ・画像人工知能安全精度管理責任者は

日本医学放射線学会に認定された放射線診断専門医である→はい

- ・画像人工知能安全精度管理責任者のメールアドレス→筆者の大学メールアドレス (@hama-med.ac.jp)
- ・画像人工知能安全精度管理責任者の日本医学放射線学会会員番号→筆者の会員番号 (Rは不要, 数字のみ)
- ・画像人工知能安全精度管理責任者研修会へ参加した受講年月日→第1回画像人工知能安全精度管理責任者研修会 (2022/4/16)
- ・使用している画像診断補助ソフトウェア→富士フイルム (株) 肺結節検出プログラム FS-AI688型 (製造販売承認番号30200BZX00150000), 富士フイルム (株) 肋骨骨折検出プログラム FS-AI691型 (製造販売承認番号30300BZX00244000)

ここで人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの導入とともに重要な項目として、「画像人工知能安全精度管理責任者研修会への参加」がある。これは、第1回が第81回日本医学放射線学会総会、第2回が第58回日本医学放射線学会秋季臨床大会、第3回が第82回日本医学放射線学会総会で開催されている。学会終了後のオンデマンド配信期間に受講することも可能である。また、画像人工知能安全精度管理責任者研修は年1回の受講が指針によって定められているため¹⁾、画像人工知能安全精度管理責任者は認証申請後も年1回受講する必要がある。